

第2章

政治

——政治体制比較と政治發展過程——

尾 尻 希 和



トルヒージョ暗殺の記念碑（サントドミンゴ）（2016年筆者撮影）

はじめに

2016年は、ドミニカ共和国にとってもハイチにとっても選挙の年であったが、その情勢は対照的である。ドミニカ共和国では1996年以来、20年にわたり定期的に、そして民主的に選挙が実施されており、5月に再選されたダニロ・メディナ（Danilo Medina）大統領の正統性を疑う余地はない。それに対して、ハイチで11月に実施された大統領選挙は、2015年に行われた投票と開票プロセスに相当の疑いがかけられた結果としての「やり直し」選挙であり、1月に最終結果が発表された後にも、敗北を認めようとしない勢力の抗議行動が連日報道された（*Haiti Libre* January 5, 2017 “Protesters Parties Refuse the Results and Harden Their Positions”）。

このような両国の対照的な政治情勢を耳にすると、読者は「なぜハイチでは選挙がうまくいかないのか」と不思議に思うだろう。私たちは、行政に民意が反映されること、そして民意を反映させる手段として投票で統治者を選ぶということ、さらには、その選挙がスムーズに実施されることなどをあたりまえのこととしてとらえている。つまり、民主的な統治の確立が政治発展の行き着く先であると考えているのである。

しかし、私たちの理想とする民主主義というのは、天から与えられるかのごとく自然発生的に確立されるのでは決してない。人間がたったひとり（あるいは一家族）で孤立して生きていくのが不可能なのは読者にも想像がつくことであろうが、より大勢の人間が協力して生きていくための仕組み、つまり政治体制は、これまで試行錯誤が繰り返されてきているというのが事実であり、民主体制というのもそのひとつにすぎない。

この章では、政治発展の観点から独立以後のハイチとドミニカ共和国の政治体制の変遷を振り返り、今日の両国がおかれている状況を描き出すことを試みる。そこで明らかにされるのは、ドミニカ共和国が福祉国家の建設に踏み出そうとしているのに対して、ハイチはいまだに国家建設の過程にとどまっているということである。では、国家建設とは何か。福祉国家とはどのようなものか。まずは、この章の分析の視点である政治発展論を

紹介することにする。

第1節 政治発展論

政治発展を、理想的な政治体制を形成していくプロセスであるとするならば、その理想（あるいは目標）をいくつかのポイントに分けることができる。比較政治学の分野で蓄積された研究をまとめると、多くの発展途上国が辿ってきた、あるいは辿るであろう道筋は大きく二つに分けることができる（すべての国で達成される順番が同じになるわけではないが）。第1期として独立と国家建設、第2期として民主化と福祉国家建設というものが、政治発展のプロセスとして考えられる。

まず第1期の独立と国家建設とはどういうことだろうか。第1に、国家は独立を達成していなければならない。独立国家を専門用語で表現すると「主権をもつ政治組織」と考えられるが、その内容は、他国から独立国として承認された存在であり、その領土内において警察や軍部などの武力を独占する存在となり、また、外国の勢力を領土から除外しなければならないということである（Krasner 1999, 3）。第2に、国家は領土内において統治を確立しなければならない。これは、国家が住民に対して提供すべき最低限のサービス、つまり「防衛、法と秩序、財産権保護、マクロ経済管理、公衆保健（伝染病管理や安全な水の供給）、極貧層の保護」（納家 2003, 114-115）などの機能を果たしている、ということである。そして、これらの統治の確立に役立つとされているのが、第3に達成されるべき「国民国家の建設」である。「国民」というのはナショナリズムを有した住民のことであり、国家に対する忠誠心が高いため、その国民に支えられる国家というのは、納税や兵役という住民の義務を進んで行う住民が多いことを意味する。つまりナショナリズムは社会の凝集性を高め、さまざまな行政サービスを提供する組織や物理的インフラの建設など、国家的プロジェクトを遂行する能力を国家に与えるという（ホブズボーム 2001, 115-116）。

政治発展の第2期においては、民主化と福祉国家の建設が遂行される。

第1に、民主主義的統治の確立を阻んでいる独裁政権が倒されるか、もしくは政府の正統性を認めず反乱する武装勢力が存在する場合には、その内戦が終結することが必要である。独裁政権に加担していた勢力も、それを倒そうとした勢力も、政治的に和解し双方が政治参加できる手はずが整えられて、はじめてその後の民主的統治が確立可能となる。この場合、政治制度だけでなく、その後の基本的な経済体制について大まかな合意が達成される必要がある（たとえば資本主義体制の維持や、ある程度の社会改革の実施など）。そして第2に、国内の主要政治勢力が参加する体制（つまり民意が反映される体制）が、その場しのぎの体制であることがなくなり、その体制自体が自己拘束力をもつような、民主的統治の定着が達成される必要がある（Linz and Stepan 1996, 10）。具体的には、誰にでも選挙で勝つチャンスがあり、選挙で負けた勢力もその結果を認めて、選挙後には責任ある野党として政治に参加する、というような政治体制である。そして、最終的には、そのような民主体制がめざすべき理想として、格差の問題を解決できないという資本主義（市場主義）の欠点を補って、人々の福利の向上をめざすという、福祉国家の建設が掲げられるのである（Dogan 1988, 218）。

以上のような、国家がめざす理想あるいは目標を、ハイチとドミニカ共和国はどのようにして、そしてどの程度達成してきたのだろうか。以下では第1期と第2期に分けて、ハイチとドミニカ共和国の政治発展過程を検討する。

第2節 独立・国家建設

1. ハイチにおける独立・国家建設過程

独立と国家建設についてはすでに第1章で検討されているが、本章でも最低限、ハイチの政治発展の理解に不可欠な部分にふれておくことにしよう。ハイチはフランスの植民地として、砂糖の生産と輸出によって栄えた

が、それはアフリカから連行された奴隷の労働によって支えられていた（革命運動勃発時およそ30万人）。フランス革命に端を発したハイチ革命は、当初は混血であるムラート（およそ3万人）が白人と同等の権利を求めたものであったが、1791年に大規模な黒人奴隷の反乱が起きた後、紆余曲折を経て奴隷解放と独立をめざすものとなった。フランスは2万2000人の兵士からなる討伐軍を派遣したが、最初はトゥサン・ルヴェルチュール（François-Dominique Toussaint Louverture）、のちにデサリーヌ（Jean-Jacques Dessalines）率いるハイチ軍に敗北した（Fick 1990, 19）。

こうしてハイチは1804年1月に独立を宣言したが、独立後のハイチには多難な船出となった。第1に、独立後間もない1806年に南北に分裂したことである。この分裂は、ハイチの独立運動を主導した諸集団の対立によってもたらされたものであった。上記のとおり、ハイチの最初の武装蜂起は白人（フランス人）の人口に迫る勢いにまで増加していたムラート層が、自分たちの権利を求めた運動として発生した。混血の彼らは奴隷ではなかったため自由に経済活動を行うことができたが、その経済活動を通じてムラートたちは富を蓄え、フランス留学を通じて知識も備えていた。彼らムラート層の基盤はハイチ南部であった。これに対して、植民地時代のハイチにおいて大規模な奴隷の反乱が起こったのは北部であり、奴隷たちはたちまち農園を奪取し自分たちの支配下においた。ムラート層と元奴隷の黒人層は、共通の敵である白人層を相手に戦うために協力はしたものの、その関係は壊れやすいものであった。独立を達成し白人層を追い出すと、ムラート層と黒人層の関係は悪化し、ハイチは南北に分裂してしまった。1820年に、ムラート層の南部が黒人層の北部を統合する形で統一され、以後のハイチは、おもにムラート層がエリート層としてハイチを支配することになる。

また、独立時のハイチの第2の問題として、いざ独立となっても、フランス以外にハイチを承認する国はなかった点があげられる。大コロンビアなど、ハイチよりもずっと後に独立を宣言したラテンアメリカの国々が早々に国際的に承認されたにもかかわらず、である。ハイチは一刻も早く独立国として認めてもらうため、独立にかかわるフランス人（白人）の生

命や財産の剥奪に対する補償としてフランスが要求していた賠償金（1億5000万フラン）を支払うことに1825年に合意したが、これは2004年のドル換算で2100億ドルに相当する巨額なものであった（Robinson 2007, 20）。賠償金は分割払いとされたが、第1回目の支払いを終えた後に早くも財政危機に陥り、フランス政府や銀行団と再交渉を行い、賠償金自体は9000万フランに減額された。しかしその過程で巨額の横領が行われ、債務そのものはさらに膨れあがり、ハイチの国家建設に大きな障害となった（Bulmer-Thomas 2012, 182）。

ハイチ政府の財政がわずかながら改善されたのはコーヒー産業が勃興し、その輸出税が政府のおもな収入源となってからであったが、1890年以降の不況で債務返済が滞ると、米国の銀行が乗り込んで事実上ハイチ財政を支配した（Goldstein 2013, 103）。この、外国によるハイチ介入に拍車をかけたのが、ハイチの政治的不安定であった。1843年から1915年の間にハイチは22人の大統領を輩出したが、うちひとりだけが任期を全うしたのみで、ほかはすべて反対勢力に武力で倒されている（Ferguson 1987, 20）。

そして、外国軍にハイチが占領され、完全な支配下となったのが1915年のことであった。米軍がハイチに上陸し、1934年までハイチを支配下においたのである。占領中に米国はハイチの他国への債務を肩代わりし、自身の債権に一本化したうえで、税関を統制して返済させた。ハイチの政治不安定の大きな要因であった武装勢力は、米軍の指導のもとでハイチ国家警備隊が打倒した。また道路などのインフラ建設が米国の指導で行われ、疫病を防止する予防接種なども大々的に実施された（Schmidt 1995）。こうしてハイチでは政治発展の重要な一歩である統治の確立を一時的に成し遂げたといえるが、ただしそれは外国の支配のもとでなされた。そして米軍の撤退とともに道路などのインフラは手入れされることなく朽ち果てた（Lundahl 1979, 190）。

皮肉にも、その後のハイチが長期にわたって外国の支配を逃れたのはデュバリエ父子独裁の期間であった。パパ・ドック（Papa Doc）ことフランソワ・デュバリエ（François Duvalier）は1957年に大統領となり、1964年に「国民の要請に応じて」終身大統領就任となった。デュバリエは、そ

れまで顧みられることの少なかった農民たちを民兵として重用した。農民たちの黒人アイデンティティを強調し、彼らの忠誠心を高めたうえで、政敵に対して徹底的な弾圧を繰り返した。デュバリエ政権が長期化に成功したのは、以上の戦略によるものであった (Smith 2009, 24-26)。実際、デュバリエ政権下では5000人ももの民兵が国内を闊歩し強制的に「寄付金」を集めたり、デュバリエの意に沿わない人物をリンチするなどし、権勢をふるった。彼らにとってデュバリエは、米軍と「米軍の味方として国を売った」ムラート層から黒人の権利を取り戻した英雄であった (Nicholls 1985, 184)。

このデュバリエのナショナリズム政策には2つの問題があった。ひとつには、同じハイチ国民であるはずのムラート層 (経済エリートとされる) を黒人の敵であるかのように宣伝し、自身への黒人たちの支持の強化に利用したことであった。もうひとつの問題は、このナショナリズムを国民の生活の向上のための開発に転用することはせずに、ムラート層への批判を続けることで自身の政権の正当化・永続化を図るため、わざと低開発の状態にハイチをとどめたことであった。黒人層の生活が改善されてしまうと、経済エリートであるムラート層を批判する材料がなくなるからである (Trouillot 1990, 131)。パパ・ドックは1971年に死去し、大統領職を継いだ彼の息子ベビー・ドック (Baby Doc) ことジャン・クロード (Jean Claude Duvalier) は経済開発を約束するが、腐敗がひどく、外国からの援助が開発に役立てられることはなかった (Ferguson 1987, 70)。

以上のように、ハイチでは統治の確立は外国の支配下で達成されたものの、その外国の支配から逃れると開発に無関心な独裁政権となり、その独裁政権が促進したナショナリズムは国内に敵をつくるタイプのもので、真の国民統合を阻害することになった。では、ドミニカ共和国の国家建設はどのようなものであったのだろうか。

2. ドミニカ共和国における独立・国家建設過程

ハイチと異なり、ドミニカ共和国は独立以前にさまざまな国の支配下に

入った。正確には、植民地時代のドミニカ共和国はハイチのような経済的繁栄を謳歌することはほとんどなく、住民の生活は長いあいだ危機に瀕しており、植民地として、宗主国の国家の機能（国家による住民の保護）を享受することがあまりなかったが、これは政治発展の視点からは重要な点である。したがって、独立前のドミニカ共和国は、自己にとって理想的な宗主国を探し求めて帰属を転々とする植民地時代を送ったといえる。その結果、スペインをはじめフランスの支配下にもおかれたほか、ハイチの独立時にはハイチの支配も受けた。また失敗したものの、大コロンビアや米国への併合を画策した経験ももつ。独立も数度にわたって経験しており1821年にスペインから独立を宣言したのが最初であり、次が1844年のハイチからの独立、3回目が1865年にスペインから独立し、1916年に米軍に占領された後の1924年に最後の独立を果たしている（Piantini 2007, 437）。このような度重なる宗主国の変更や独立は、ドミニカ共和国の国民国家の建設にはマイナスに作用して当然である。それを克服し国民国家を建設しようとしたのが、1930年に発足したトルヒージョ（Rafael L. Trujillo）独裁政権であった。

トルヒージョが幸運だったのは、1916年から1924年まで続いた米軍の占領統治時代に、トルヒージョ自身が所属する国家警備隊（のちに軍部に名称変更）に武器の所有がほぼ集中されていたことである（Moya Pons 1995, 337）。あとは、彼が軍部のなかのライバルを倒せば権力の奪取は容易であった。

ドミニカ共和国では1961年まで続いたトルヒージョ政権のもとで国家の国民に対する支配が確立されたが、その第1歩が、1937年のハイチとの国境地帯北部におけるハイチ人虐殺である。国際的に大きな批判を浴びたこの行為は、国境地帯の「ドミニカ化」をめざしたものとされる。それ以前の国境地帯には多数のハイチ人とドミニカ人が入り交じって居住しており、国境の統制はほとんど行われていなかったが、虐殺後には軍事拠点が設置され、往来が厳しく統制されるようになった（Krohn-Hansen 2009, 65）。

それ以後、トルヒージョによるドミニカ共和国の統治が確立された。と

くに重要だったのが、農民に対する身分証明書の交付であった。その際に農民が負担する発行手数料（収入に応じた累進制）が税金代わりとなり、国家建設に大きな役割を果たした。国家から農民に対する行政サービスも行われるようになり、初等教育が提供され病院も建設された（Turits 2003）。

国民国家建設の一環として、トルヒージョは単なる読み書き以上の道徳教育に力を注いだ。トルヒージョ自らが書き、教育省を通じて幅広く学校で学ばせた教科書『ドミニカ国民のための市民読本』において彼は、ドミニカ共和国建国に尽力した英雄たちの行いを説き、国旗を説明し、国家とは何かを解説している。そして選挙では必ず投票し、税金を支払い、秩序を守り、子どもを学校に通わせ、働くことの重要性を説いている（Trujillo 2002）。

以上のような、統治の確立を重視するトルヒージョの行いとは対照的に、彼には自己愛的側面も強かった。代表事例として、各家庭に「この家ではトルヒージョが国民の象徴である」と書かれた肖像画入りのプレートを飾らせて個人崇拜を強要したほか、自分の離婚を成立させるための民法改正、首都の名称変更（その名も「トルヒージョ」）、成立した法律に通常は「独立以後何年」と数えて記す年号の代わりに「トルヒージョ年」を記載したこと、4歳の長男を陸軍大佐に任命したこと、政権発足25周年記念祝賀会における長女の「アンヘリータ女王1世即位」式典など、国家を私物化した（Diederich 1990, 6）。このようなトルヒージョ政権の長期化は、政敵に対する徹底した弾圧によって可能となった。彼らは逮捕状がなくても連行され、拷問された。ドミニカ共和国には死刑制度はなかったため公には処刑されなかったが、多数の政治犯が刑務所内で自殺に見せかけて殺害された。また郵便物や出版物は厳しく検閲され、幹線道路の検問所では通行者の身分証明書や自動車のプレート番号が記録された（Galindez 1999, 177-178）。そしてこのようなトルヒージョ政権の実態を暴いた、米国在住のスペイン人大学教員も暗殺された。

そのトルヒージョが1961年に暗殺され、ドミニカ共和国は民主化のチャンスを得た。しかしそれが根づくことはなかった。まず、1962年に

民主的な選挙が実施され、長いあいだ民主化運動に従事し外国に亡命していたボッシュ (Juan Bosch) が大統領に選出された。ボッシュは社会改革を訴えて勝利したが、それは企業家セクターには脅威と映った。実際にボッシュ大統領は砂糖の輸出税を引き上げ、企業の国営化を可能にする法律をつくり、不動産に対して付加価値税を課税したが、これらはいずれも企業家セクターとの十分な意見交換を行うことなしに強行されたものであった (Moya Pons 1992, 103-107)。結局 1963 年に軍事クーデターで政権は倒され、ボッシュはふたたび亡命するという憂き目に遭ったのである (Hartlyn 1998, 68-82)。

しかし軍内部にはボッシュを支持する勢力「立憲主義者」グループがおり、1965 年にボッシュの復帰を実現させようと、反乱を起こしたことから内戦となった。この「立憲主義者」にキューバの共産主義者が大挙して加勢しているという報告を受けたジョンソン米大統領は軍事介入を実行し、ボッシュの政権復帰を阻止した (U.S. Dept. of State 2005, 81-85)。そしていくつかの暫定政権を経て、ボッシュを軟禁状態においたうえで選挙が実施され、トルヒージョ時代の最後の傀儡大統領であったバラゲール (Joaquín Balaguer) が勝利したのである。バラゲールは就任演説で「努力とすべての平和的共存によってのみ民主主義は達成されるのである」と述べたが、これは冷戦の枠組で秩序維持を優先させるという彼の決意の表明であり (Ramírez Morillo 1999, 150)、実際にバラゲール政権下でボッシュ派軍人は暗殺されるか国外に追放された (Moya Pons 1995, 390)。共産主義の脅威を前に保守派が民主化を弾圧した形となったドミニカ共和国ではあったが、バラゲールは 12 年間の統治の間に軍部の政治介入を抑制することに尽力し、文民統制が進んだという面もあった。1978 年には社会民主主義を志向するドミニカ革命党 (Partido Revolucionario Dominicano) 政権が発足したが、1986 年にはふたたびバラゲールが大統領となり、1996 年まで統治することになる。

以上のように、ドミニカ共和国の独立と国家建設過程はハイチとは大きく異なるものとなった。独立運動がそれほど高まっていなかったことからドミニカ共和国ではナショナリズムが希薄であり、国民国家の建設に都合

が悪かった。これを大きく変えたのがトルヒージョ独裁であり、ハイチ人を追い出すことによって国民国家を建設したといえよう。

これまでの議論をここでまとめておこう。ハイチでもドミニカ共和国でも、統治の確立に米国が果たした役割は大きかった。しかし米国撤退後には、ドミニカ共和国のトルヒージョ政権下では、国民に対する行政サービスの改善をめざすような統治が行われたのに対して、ハイチのデュバリエ父子政権では国民生活の改善にほとんど関心が払われず、国家の優先課題は政権の維持のみであった。ナショナリズムの形成と国民国家の建設という点では、ハイチでは「ムラート」という敵、ドミニカ共和国では「ハイチ人」という敵の脅威を宣伝することが行われたが、それが国家建設に利用されたのはドミニカ共和国においてのみであった。そして両国ともに、デュバリエとトルヒージョという独裁政権が倒されたが、内戦が勃発したり軍事政権が樹立されるなどし、その後の民主化・福祉国家建設過程もそれぞれの国民にとって苛酷なものとなった。

第3節 民主化・福祉国家建設

1. ハイチの民主化・福祉国家建設過程

ハイチでは1985年に続発した反政府抗議行動をベビー・ドック政権が抑制することができず、1986年に国外に亡命し、29年にも及ぶデュバリエ(Duvalier)父子独裁が終わった。1987年に新しい憲法が制定されて民主主義体制となったものの、すべての成人が1票を投じることのできる民主主義だからこそ、既得権の維持を望む軍部や経済エリートにとって選挙は脅威であった。当時のラテンアメリカ諸国は軒並み経済危機に陥っており、構造調整を実施して支出を抑制する政策が採用されはじめていた。では、民主化以後の経済政策をどうするのか、民主化にあたりどの程度の社会改革を行うのか、財源をどうするのか、といった問題について、社会の各セクターの交渉や合意形成が不十分なまま選挙によって解決しようとする

れば、既得権を握っているエリートたちは武力を使ってでも自分たちの生活の防衛を優先させようとする可能性が高くなる。1990年に70パーセントという高い得票率で大統領に選出されたアリスティド（Jean-Bertrand Aristide）は、最低賃金の引き上げについて経済セクターと合意するなど、妥協する姿勢を見せたこともあったが、しだいに態度が変わっていき、議会との対立に業を煮やすと自身の支持者に対して暴力の行使をそそのかすようになった。軍部に対しても配慮を欠き、新たに警察をつくることを強行しようとしたことが、1991年の反アリスティド・軍事クーデタにつながったと思われる（Nicholls 1998, 170-173）。

民主的に選出された政権が倒されるという事態をみて米国はアリスティドを首都ワシントンに迎え入れるとともに、1994年には国連の安全保障理事会に働きかけてハイチ軍事政権に対して包括的な経済制裁を実施した。さらに米国は国連安保理から軍事介入についての「お墨付き」を得たうえで派兵したが、ハイチ軍事政権が抵抗しなかったために上陸と占領は戦闘なしで実現した。政権に復帰したアリスティドは任期を延長することはせず、さらに、ハイチ憲法が連続再選を禁止しているために1995年の選挙には出馬せず、アリスティドと同じ政党から出馬したプレバル（René Prével）が大統領選で勝利した（Fetton 2002, 88-96）。

しかし2000年の議会選挙で不正が発覚し、その問題が解決されないままアリスティドが大統領に再選されると事態は悪化した。1995年に軍部が廃止された後に、冷や飯を食わされていた元軍人たちを中心に反アリスティド武装組織が結成され、それに経済セクターが資金を提供すると、アリスティド政権は十分な防御ができなくなり、2004年に対立は内戦の様相を呈した。反乱組織が地方都市を制圧し、首都制圧が時間の問題となると、米国はアリスティドを守ることはせず、逆に亡命を勧めた。そしてアリスティド亡命後に暫定政権がつくられ、米国や国連の平和維持軍の支援のもとで武装組織の解体が開始されたが進まなかった。

ハイチでは、武装組織メンバーに対しては懲罰よりも懐柔策がとられ、「野放しにされている」とみられても仕方がない状況となった（Fetton 2007, 208-213）。2016年5月には正体不明の軍服を着た武装集団が警察署

を襲い、警察官が1名死亡する事件が起こったが（*Haiti Libre* May 17, 2016 “An Armed Commando Attack the Police Station of Les Cayes.”）、首謀者と目される反アリストイド派のフィリップ（Guy Philippe）がその後11月に行われた上院議員選挙で当選するという驚きの結果となった。そしてその顛末も、後味の悪いものとなった。2017年1月、上院議員選挙当選証書を受け取りに現れたフィリップが当局に逮捕され、コカイン密輸の容疑で米国で裁判にかけるために米国に引き渡されたのである（*Haiti Libre* January 5, 2017 “Arrest of Senator Guy Philippe.”）。ハイチ政治の不安定要因のひとつであった武装組織のリーダーが、ハイチの法律によって裁かれるのではなく米国の法律によって米国で裁かれることになったのである。

アリストイドの2度の亡命は、ハイチにおいて、民主化以後の社会セクター間の合意のなさを示している。アリストイドの政治動員力そのものは低下しているといわれるが、彼が体現しているのはハイチ大衆であり、ハイチ大衆の社会変革の要求を、経済セクターは恐れている。それに元軍人が軍部の復活と自身の地位の復活を求めて加勢し、生まれたばかりのハイチ民主主義を覆してしまったのである。

ハイチの民主主義を阻害する要因は、国内だけではない。近年は、これに米国の利害が要因として加わっている。代表事例としては2010-2011年の大統領選挙において、米国および国際社会の露骨な政治介入があったことが挙げられる。第1回投票の結果に疑いがかけられたために、米州機構が検証使節団を派遣した。米州機構も加わって米国をはじめとする国際社会が協議した結果、プレバル大統領の後継とされる候補を決選投票から外すという結果に差し替えられた。これは直前の世論調査と大きく異なっていたため、有権者の意向を反映したとは到底いえないものであったが、この措置に異議を申し立てた検証使節団メンバーは解雇された。選挙の操作にはプレバル大統領の存在が不都合であると考えられたため、プレバルを国外に退去させるための飛行機が用意されたが、プレバルは「私を連れ出すには手錠をかけてください」と拒否したという。しかし後継候補を第2回投票から除外するという決定は覆されず、決選投票でマーテリーが勝利した。このような米国をはじめとする国際社会の露骨な政治介入は、ハイ

チの選挙プロセスの信用性を著しく損ない、選挙で民意が反映されることの期待をハイチの有権者は失ってしまっているという（筆者による Robert Fatton 氏へのインタビュー，2015年9月10日）。

このような経緯で発足したマーテリー政権は議会との対立も解決できず、議会選挙を実施するための暫定選挙評議会の招集や選挙法の可決ができなかった。そして上院議席のうち、合計で3分の2の議席が2015年1月に任期切れとなり、下院は全議席が任期切れとなり、両院において議会開催のための定足数を満たすことができなくなった。その後やっとのことで選挙が実施され2016年1月に新議員が就任して議会開催が可能になるまでの1年間、ハイチでは政府予算や選挙法など、憲法で定められた法律の制定ができず、いわば超法規的措置で統治せざるをえなくなった。

また大統領選挙では2015年10月に第1回投票を実施したものの、マーテリーの後継者が1位であるという結果にプレバルの後継候補（2位）が異議を申し立てたため、12月の決選投票を延期したうえで開票手続きの検証が実施された結果、正規の手続きから大幅に逸脱したカウントが行われたとの報告がなされ、第1回投票を2016年にやりなおすことが決定された。これにより2016年2月の政権交代は不可能となり、議会の投票で暫定大統領が選ばれた。やりなおし投票は2016年11月に実施されたが投票率は21パーセントにとどまり（*Miami Herald* November 28, 2016 “Banana Farmer Wins Haiti Presidency, According to Preliminary Results”）、選挙プロセスが民意の表明の機会であるとハイチの有権者に認知されているとはいえない状況にある。

選挙が実施されず、超法規的手段で統治をしなければならないような政治的危機に陥った場合に必要なのは、本章の最初に説明したように、社会の幅広いセクターが意見交換をして経済体制や社会改革も含む内容の社会協定を結ぶことである。しかし、ハイチでは社会協定が実現していない。これまでの個別の政治協定は、暫定選挙評議会のメンバーで合意（2015年1月11日の「政治危機解決のための合意」）、あるいは規定の期日までに選挙法を成立させることで合意（2014年12月29日の「三権合意」）、など短期的な政治日程の決定のための合意で、より長期的視点に立っていない。この

ような状況を、あるハイチ政治研究者は「政治的移行の永続化」と呼んでいるが、それは試行錯誤の連続であり一向に民主主義が定着しない状況を指しているのである (Denis 2015, 46-50)。

では、長期的視点に立つ社会協定とは何か。それは政治体制と経済体制という根本についての合意である。理想的には、経済エリートと政治エリートが大衆の望みを一部でも取り込むような長期的発展政策で合意することが必要である。しかしハイチでは、経済エリートは大衆の利益を追求しようとするアリストイドを2度とも追い出したうえ、すでにアリストイドと袂を分かっているプレバルもが国際社会によって追放される寸前までいったのである。また、ハイチのナショナリズムは「黒人性」を掲げるものが主流となっており、ムラートを中心とするエリート層は「本当のハイチ人ではない」とみなされている。そして彼らは「自分たちこそが真のハイチ人」と主張する黒人政治組織の攻撃の標的となっており、これに対してエリート層も過剰に反応するという悪循環に陥っている。

以上のようなハイチにおける統治体制の不完全さは、行政サービスの欠如となって現れ、第1章と第4章に示されているような深刻な社会問題や貧困問題の要因となっている。実際のところ、本章で示した国家の機能である「防衛、法と秩序、財産権保護、マクロ経済管理、公衆保健（伝染病管理や安全な水の供給）、極貧層の保護」をハイチは果たしていない。2010年1月には大規模な地震が首都を襲い30万人の死者が出るなど甚大な被害をもたらされたが、国連平和維持軍や国際NGOがその機能を代替しているおかげで国家の破綻は防がれた。しかし、その国際社会の政治介入に国民は幻滅しており、ハイチでは福祉国家建設どころか、国民国家建設がいまだに達成されていない段階にあるといえる。これは、以下で述べるドミニカ共和国の民主化・福祉国家建設とは対照的である。

2. ドミニカ共和国の民主化・福祉国家建設過程

ドミニカ共和国の民主化は1961年のトルヒージョ暗殺によって始まった。しかし本章ですでに述べたように、民主的な選挙で選出されたボツ

シュ大統領は社会改革について経済セクターと合意を形成せず軍部保守派からも信頼されず、クーデタで倒された。1965年には内戦となったが、冷戦の枠組みのなかで米軍侵攻という事態になり、ボッシュの出馬を阻んだ選挙でバラゲールが勝利し、1966-1978年と1986-1996年まで統治したのである。本項では、この長きにわたる民主化過程において、どのようにしてドミニカ共和国が中進国の民主主義体制へと至ったのかを分析する。

バラゲール第2期政権の時には人権侵害は最小限に抑えられていたものの、1990年に不正な選挙で再選されたことは周知の事実であった。1994年の選挙ではボッシュが創設したドミニカ革命党のペニャ（José Francisco Peña Gómez）との一騎打ちとなった。市民組織が不正に対して目を光らせるなか、数千人にのぼる野党ドミニカ革命党支持者らが有権者名簿から除外され、投票の権利が奪われた状態で開票し勝利宣言したため、国際社会から批判を浴びた。そこで与野党が協議し、バラゲールの大統領の就任を認めるが、任期を圧縮して2年とし、大統領の連続再選を禁止することで1996年の大統領選にはバラゲールが出馬できないようにすること、大統領選挙には決選投票を導入すること（第1回で決定するには過半数の得票が必要）で合意した。そして1996年には約束どおりの方法で民主的に選挙が行われることになる。したがって、この時点でドミニカ共和国では政治体制について幅広い合意が達成されたといえる。残るは経済政策の合意であった。

バラゲール政権下でドミニカ共和国は雇用の維持を優先させる政策がとられ、賃金は低く抑えられていた（Bulmer-Thomas 2012, 16）。しかし他のラテンアメリカ諸国と同様、ドミニカ共和国も1980年代に経済危機に陥り、IMF（International Monetary Fund）の指導のもとで支出を削減し歳入を増やす政策がとられていたが、構造改革はあまり進んでいなかった。バラゲールが選挙に出馬せず、中道左派の野党ドミニカ革命党や左派のドミニカ解放党（Partido de la Liberación Dominicana）が勝利した場合、社会改革は強行されるのか、そして経済セクターはどう反応するのか、ということが懸念された。まさに1962年選挙の再来である。

はたして、大統領選の第1回投票では左派ドミニカ解放党のペニャが1

位となったが得票率が過半数に届かず、決戦投票に持ち込まれることになった。バラゲール率いる与党「キリスト教社会主義改革党」(Partido Reformista Social Cristiano)の候補は3位であり、政権交代は確実にになると見込まれたが、ここでドミニカ政治を揺るがす大転換が起こった。バラゲールと野党ドミニカ革命党のフェルナンデス (Leonel Fernández) 候補が協定「愛国協定」を結び、決選投票で協力することで合意したのである。

ドミニカ解放党は、左傾化したボッシュがドミニカ革命党を離党した後、に創設した政党であり、フェルナンデスはいわばボッシュの弟子であった。そのフェルナンデスがバラゲールと協定を結ぶということは、社会改革よりも経済の安定を優先させることを選んだということであった。またフェルナンデスのこの意思決定は、1994年に行われた議会選挙でバラゲールのキリスト教社会主義改革党(いわゆる社会主義ではなくキリスト教社会主義を標榜する政党)が上院のほとんどの議席を獲得していたため、重要法案を通すにはバラゲールとの妥協が必要であるという冷静な計算もあったと思われる。1996年、フェルナンデス政権が発足し、ドミニカ共和国の民主化は成功裏に終わった。それ以降、ドミニカ共和国では選挙結果に異議が唱えられることもなく、政治暴力に悩まされることもなく現在に至っている。

中道左派から中道右派に鞍替えしたドミニカ解放党のフェルナンデス政権は、バラゲール時代にIMFのすすめで作成された中長期の経済政策案「エル・プログラマ」(El Programa)に沿った形で経済を運営した(Dauhajre 1996)。そして、フェルナンデス政権の次のドミニカ革命党メヒア (Hipólito Mejía) 政権もそれに続いた。ドミニカ共和国の構造改革はキリスト教社会主義改革党バラゲール、ドミニカ解放党フェルナンデス、ドミニカ革命党メヒア政権と、3政権において立て続けに成果を出した。おもなものを紹介すると、労働改革、税制改革、貿易(関税)改革、フリーゾーン強化改革、外国投資法の改正などはバラゲール政権ですでに実施されていた。フェルナンデス第1期政権(1996-2000年)では、公共企業改革、情報通信改革が実施された(PUCMM 2001)。そしてメヒア政権では電力改革と年金改革が行われたのである(Contreras et. al 2003, 46-47)。これらの改革

は、慎重に行わなければ国民の抗議行動を引き起こす恐れがあるが、ドミニカ共和国では政治暴力に至ることなく実施された。構造改革の総仕上げが、2007年に発効した米国と中米諸国との自由貿易協定（The Dominican Republic-Central America Free Trade Agreement: CAFTA-DR）であろう。

ドミニカ共和国では不況の際には中央政府の赤字が大きくなるものの（Beteta y Moreno-Brid 2014, 95-96）、選挙のときに赤字が大きくなるわけでもなく（Dauhajre 2016）、発展途上国としては堅実な財政運営が慣例となっている。最低賃金も低く抑えられており（Dauhajre 2015）、ラテンアメリカの平均と比べて、公的社会支出がGDP比の割合においても1人当たりの絶対額においても圧倒的に低い（CEPAL 2016, 79-81）。2016年5月に行われた大統領選挙では、野党候補が苦し紛れに「30パーセントの賃上げ」を約束したが、落選している（*Diario Libre* 2 de mayo de 2016, “Abinader promete un aumento salarial de un treinta por ciento.”）。このような安定した経済運営が民主体制において行われるというのは、社会の各セクターの妥協の産物であり、ハイチにおける緊張関係とは対照的である。

そのようなドミニカ共和国の伝統的な社会経済政策が徐々にではあるが変わりつつあるのもまた確かである。2010年の憲法改正は、過去に例の無い大幅な憲法改正となったが、社会経済政策にかかわるものとしては、ドミニカ国家が「人間開発をめざす」ことを憲法に明記したことがあげられる。それまでは統治形態として「法の支配する国家（Estado de Derecho）」を規定していたにすぎなかった。この憲法改正はフェルナンデス大統領が任命した諮問組織「憲法改正評議会」が各セクターに意見聴取したうえでの改正であり、一応は社会協定という形をとっている（*Hoy* 3 de febrero de 2007, “Comisión recibió 70 propuestas sobre reforma a la Constitución.”）。また2010-2011年の複数の市民団体による「教育支出4パーセント運動（GDP比）」が実を結び、2012年選挙ではそれが与党ドミニカ解放党の公約に取り入れられた。これらの動きは、伝統的に公的社会支出の低いドミニカ共和国において、それらを増やす要求が高まっており、政治エリートもそれに理解を示してきているということである。

第4節 ドミニカ共和国の問題点とハイチの希望

以上ここまで、ハイチとドミニカ共和国の政治発展を2つの段階にわけて分析してきた。そこで明らかにされたのは、独立、統治の確立、国民国家の建設というプロセスが未完であるハイチに対して、ドミニカ共和国では政治体制と経済体制に関するおおまかな合意が存在し、また民主的統治が確立されており、現在は福祉国家の建設に向けて一步を踏み出した段階である、ということである。しかしこれだけでは、ハイチにはまったく希望がなく、ドミニカ共和国にはまったく問題がないという誤解を与えかねないため、これらの2点を以下で検討しておきたい。

たしかにドミニカ共和国では民主的統治が定着し、徐々に福祉国家建設へと舵を切ろうとしている段階にあるといえるが、懸念されている問題にはどのようなものがあるのだろうか。第1に、民主化以後に大統領となった人物3名全員が、自身の再選のために憲法を改正していることである。まず2002年のことであるが、2004年に任期切れを迎えるメヒア大統領が、自身の連続再選をねらって「連続再選を禁止する」という条項を改正し、「一度だけ連続再選できるが、それ以後は二度と大統領になれない」と規定した。結果的に、2004年選挙で敗北してしまっただが。また、2004年の大統領選を制してふたたび大統領となったフェルナンデスは、メヒアの憲法改正の恩恵を受けて連続再選され、2012年まで大統領を務めた。そのままでは二度と大統領になることはできないはずであったが、任期中の2010年に憲法を改正し、「連続再選を禁止する」だけの規定に戻した。憲法の改正は「不遡及」である（改正が行われる前の行為には適用されない）ため、改正前に大統領を務めたフェルナンデスにはこの条項が適用されない可能性が高く、2012年の出馬の可能性を残したのである。実際には2012年の出馬については「さまざまなセクターから再出馬するよう要請があるが、自由意志にもとづいて出馬しない」と演説で述べて後進のメディアナに道を譲ったが、2016年以後の出馬については可能性を残した（Peralta Romero y Peralta Romero 2014）。そのメディアナも、本来は連続再

選できないはずであったが、2015年の憲法改正で「一度だけ連続再選できるが、それ以後は二度と大統領になれない」規定に戻し、2016年の自身の再選を可能にしたのである。このような、大統領の権力欲が露骨な頻繁な憲法改正は多くの知識人から批判されている (Tolentino Dipp 2007)。

また、第2の問題点は、ドミニカ共和国に多数在住しているハイチ系住民の国籍剥奪問題である。ドミニカ共和国憲法では国籍については伝統的に出生地主義をとっており、ドミニカ共和国で生まれた者はすべてドミニカ国籍を取得できることになっていた。しかし2010年の憲法改正により、不法移民の子どもにはドミニカ国籍を与えないと明文化されてしまった。その結果、この条項が過去にさかのぼって「遡及的」に適用されることになり、ハイチ系住民でドミニカ国籍をもつ者については、出生時の両親の法的立場が調査されることになったのである。対ハイチ関係については、そもそもバラゲールが明らかな反ハイチ主義者であった。彼が書いた反ハイチ本は1983年に出版され、2013年までに12版を重ねている。同書でバラゲールは「黒人というものは生物学的に生殖力が強いいため短期間で人口が急増する」と科学的根拠のない説を披露し、居住に適した土地が少ないハイチから、人口急増であふれ出たハイチ人がドミニカ共和国に大挙して流入することに警鐘を鳴らした (Balaguer 2013, 43-44)。このような言説がまかり通るほどドミニカ共和国では反ハイチ感情があたりまえに存在しているが、これまでドミニカ共和国で生まれ育ち、国籍を有しているとされてきたハイチ系住民の人権が侵害される事態となっている。ある知識人は「そもそも、すべてのドミニカ人は他からの移民の子孫である。純粋なドミニカ人などいないのである」と、この差別的な措置を痛烈に批判している (Lozano 2013, 638)。

第3に、ドミニカ共和国における司法への信頼の低下を挙げておきたい。2002年、メヒア大統領が憲法を改正しようとした際、大学教員らが最高裁判所に憲法違反であると申し立てた。しかし最高裁は、法案が成立するのを待ってから、「すでに改正法は成立してしまっている」として申し立てを却下した。この判決は、わざと法案成立を待って出されたとしか思えないという (Valera Montero 2012, 203)。さらに2007年には、民間企業サ

ンランド社 (Sunland Corporation) から政府に1億3000万ドルもの高額な融資が議会の承認なしになされていたことが発覚した。これに対しても憲法違反であるという申し立てがあったが、最高裁判所が出した判決は「憲法の条項によれば一市民は国の機関の権限（この場合は議会を指す）について、憲法違反を問う資格はない、したがって融資は合憲」という判決が下された。これを、前述の知識人は、司法の「フランケンシュタイン的」手続きの結果もたらされたものであり、ドミニカ司法が政府に口出しできない現実をさらけ出している、とこれまた強く批判しているのである (Lozano 2013, 462)。

第4の問題として、2004年以降、4期連続でドミニカ解放党政権の統治が続いていることに対する批判が挙げられる。開票作業での操作などの疑惑はないものの、政権が長期化するにつれて、公金を使った選挙運動、メディアへの絶大な影響力、世論調査の操作などが行われているのではないかと囁かれているのである (Lozano 2013, 536)。このような批判は長期政権に対する民主主義者の批判としては当然とも受け取れるが、ここで指摘しておきたいのは、同様な批判は有権者に対しても行われるべきということである。なぜなら、政権が長期化するということは、与党が支持者にばらまくことのできるリソースが増えるということでもあるからである。筆者がはじめてドミニカ共和国に長期滞在したのはフェルナンデス第2期政権の発足直後であったが、フェルナンデス支持者らが職を求めて大統領府に行列をつくっている様子が報じられていたことが強く印象に残っている。ドミニカ共和国では支持者に対する利益供与が当然とみなされており、場合によっては票の買収行為ともとらえられる。このような、政治家が自分の支持者に利益を供与する行為を政治学では「クライエンテリズム」(clientelism)と呼ぶが、国連開発計画の調査では、ラテンアメリカ18国のうち、ドミニカ共和国はクライエンテリズムが高い3国のうちのひとつに分類されているのである (PNUD 2004, 102)。

最後のドミニカ共和国の問題としては、同国が福祉国家をめざすというのはあくまでも政治セクターの目標であり、達成のために必要な財源の確保について、経済セクターの理解が得られたとはいえないことが挙げられ

る。経済セクターとしては、1990年代以後の増税で精一杯の協力をしてきたという自負があり、これ以上の負担はご免だ、というわけである。とくに有力経済団体である民間企業全国評議会（Consejo Nacional de la Empresa Privada）の政府批判は辛辣であり、与党ドミニカ解放党について、腐敗政権に納税しても横領されるだけであるといい、それに対してドミニカ解放党議員らが、彼らは脱税をしているのだから批判されるべきは彼らである、と非難の応酬をしているほどである（*Diario Libre* 30 de junio de 2016, “Legisladores peledistas atacan al presidente del Conep.”）。

ハイチについては、たしかに破綻国家すれすれの状態が続いている。しかし、国家に頼ることのできないハイチ人は、これまでに自助のシステムを築いてきたことも確かである。たとえば、農作業は、家族経営の農家単位で行うのには限界がある。そこで、複数の農家が協力して収穫などを行うシステムが近隣農家の間で構築され、収穫などに役立てられるのがハイチの伝統である。多くの場合、作業を勇気づける音楽バンドが動員され、雰囲気はお祭りさながらであるという（Jennie Smith 2001, 84-87）。さらに、本物のお祭り（カーニバル）も、地域の共同体で組織される。人々は年に一度のお祭りの資金を捻出するために、農作業や肉体労働などをグループで有料で提供し、そのお金を積み立てて、地区ごとに組織される1月1日の独立記念日のお祭りに役立てるといふ（Jennie Smith 2001, 93-98）。つまり国家に頼らずに別の形で社会サービスを自ら創出するというハイチの伝統が、全盛期ほどではないが現在も垣間見られるのである。

おわりに

以上、積極的に大国に依存して発展しようとしたドミニカ共和国と、早くから独立し独自の道をめざしたハイチの異なる政治発展の度合いは大きく異なるものとなったことを、政治発展論の枠組みで分析した。ハイチの国家建設過程はまず独立を諸外国に認めてもらえないところから出発した後、南北に分裂してしまい、統合された後も独立戦争の賠償金支払いに苦

しみ、政治的不安定も重なって米国の占領統治を招いた。占領統治が終わると開発をしない独裁者が台頭し、国民統合を阻害するような人種イデオロギーにより統治を正当化し人権を侵害した。黒人を優遇シムラートを批判する、この人種イデオロギーは現在も政治家によって使われており、ハイチの政治的不安定に拍車をかけている。現在のハイチでは選挙結果をめぐる対立が深刻であり、武装勢力による警察への攻撃事件が起こるなど政治暴力も深刻である。これはハイチが「国家建設過程」でとどまっていることを示している。

これに対してドミニカ共和国では独裁者の反ハイチ・イデオロギーにより国民統合が図られ、また開発が行われた。独裁者暗殺後は冷戦の枠組みのなかで民主化が阻害されることもあったが、1996年以後は民主主義が定着しており、すでに「福祉国家の建設」に向けて動きはじめた。ただし、ドミニカ共和国では選挙結果は信用されており政治的には安定しているものの、大統領の再選規定を目まぐるしく改正しているために、憲法改正が国全体の利益のためというよりは特定の政治家のために行われているという印象がぬぐえないことも指摘した。

異なる段階の発展過程にあるハイチとドミニカ共和国の今後は、果たしてどうなるのか。政治発展論の、国家建設と民主化・福祉国家建設という二つの段階を念頭において、両国の変容に注目していく必要があるだろう。

〔参考文献〕

<日本語文献>

納家政嗣 2003.『国際紛争と予防外交』有斐閣.

ホブズボーム, E.J. 2001. 浜林正夫, 嶋田耕也, 庄司信訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店 (Hobsbawm, E. J. *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*. Cambridge: Cambridge University Press. 1990).

<外国語文献>

Beteta, Hugo E. y Juan Carlos Moreno-Brid. 2014. *Cambio estructural y crecimiento en Centroamérica y la República Dominicana: Un balance de dos décadas, 1990-2011*. Santiago de Chile: CEPAL.

- Bulmer-Thomas, Victor. 2012. *The Economic History of the Caribbean since the Napoleonic Wars*. Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) 2016. *Panorama social de América Latina y el Caribe 2015*. Santiago de Chile: CEPAL.
- Contreras, Pavel Isa, Miguel Ceara Hatton, y Federico Alberto Cuello Camilo. 2003. *Desarrollo y políticas comerciales en la República Dominicana*. Santo Domingo, República Dominicana: Centro de Investigación Económica paa el Caribe.
- Dauhajre, Andrés, h. y Jaime Aristy Escuder. 1996. *El programa, Resumen Ejecutivo: Programa macroeconómico de Mediano Plazo para la República Dominicana: 1996-2000*. Santo Domingo: Fundación Economía y Desarrollo.
- Dauhajre, Andrés. 2015. "13.92% sería más razonable." *El Caribe*, 18 de mayo. (<http://www.elcaribe.com.do/2015/05/18/1392-seria-mas-razonable> 2016 年 12 月 9 日 閱覽)
- . 2016. "Elecciones y déficit fiscal." *El Caribe*, 22 de junio. (<http://www.elcaribe.com.do/2015/06/22/elecciones-deficit-fiscal> 2016 年 12 月 9 日 閱覽)
- Denis, Watson. 2015. "Considérations théoriques et méthodologiques relatives aux processus de transition." *Haiti au-delà du 12 janvier 2015: droit, constitution et politique*. Sous la direction de Watson Denis. Port-au-Prince: C3 Editions.
- Diederich, Bernard. 1990. *Trujillo: The Death of the Dictator*. Maplewood, NJ: Waterfront Press.
- Dogan, Mattei, ed. 1988. *Comparing Pluralist Democracies: Strains on Legitimacy*. Boulder, Colo: Westview Press.
- Fatton, Robert, Jr. 2002. *Haiti's Predatory Republic: The Unending Transition to Democracy*. Boulder and London: Lynne Rinner.
- . 2007. *The Roots of Haitian Despotism*. Boulder and London: Lynne Rienner.
- Ferguson, James. 1987. *Papa Doc, Baby Doc: Hatiti and the Duvaliers*. Oxford: Basil Blackwell.
- Fick, Carolyn E. 1990. *The Making of Haiti: The Saint Domingue Revolution from Below*. Knoxville, University of Tennessee Press.
- Galíndez, Jesús de. 1990. *La era de Trujillo: un estudio casuístico de dictadura hispano-americana*. Santo Domingo, República Dominicana: Editorial Letra Gráfica.
- Goldstein Sepinwall, Alyssa. 2013. "Independent Haiti in a Hostile World: Haiti in the Nineteenth Century." In *Haitian History: New Perspectives*, edited by Alyssa Goldstein Sepinwall. New York: Routledge.
- Hartlyn, Jonathan. 1998. *The Struggle for Democratic Politics in the Dominican Republic*. Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press.
- Krasner, Stephen D. 1999. *Sovereignty: Organized Hypocrisy*. Princeton: Princeton University Press.
- Krohn-Hansen, Christian. 2009. *Political Authoritarianism in the Dominican Republic*. New York: Palgrave Macmillan.

- Linz, Juan and Alfred Stepan. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Lozano, Wilfredo. 2013. *La razón democrática: ultura política desarrollo y clientelismo en la democracia dominicana*. Santo Domingo, República Dominicana: UNIBE-CIES-Fundación Frederich Ebert Stiftung-Centro Bonó-FLACSO.
- Lundahl, Mats. 1979. *Peasants and Poverty: A Study of Haiti*. London: Croom Helm.
- Moya Pons, Frank. 1992. *Empresarios en conflicto*. Santo Domingo: Fondo para el Avance de las Ciencias Sociales.
- . 1995. *The Dominican Republic: A National History*. New Rochelle, N.Y.: Hispaniola Books.
- Nicholls, David. 1985. *Haiti in Caribbean Context: Ethnicity, Economy and Revolt*. Houndmills and London: Macmillan.
- . 1998. “The Duvalier Regime in Haiti.” In *Sultanistic Regimes*, edited by Juan Linz and H.E. Chehabi. Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- Peralta Romero, Rafael y Antoliano Peralta Romero. 2014. *Reformas a la Constitución Política Dominicana 1994-2002-2010*. Santo Domingo: Editorial Gente.
- PNUD 2004. *La democracia en América Latina: hacia una de ciudadanas y ciudadanos*. Buenos Aires: Aguilar, Altea, Taurus, Alfaguara, S.A.
- PUCMM 2001. *Desarrollo económico y social en la República Dominicana: los últimos 20 años y perspectivas para el siglo XXI*, dos tomos. Santo Domingo: República Dominicana: CEPAL y PUCMM.
- Ramírez Morillo, Belarminio. 1999. *Joaquín Balaguer: la escuela del poder*. Santo Domingo: Instituto de Formación Política.
- Robinson, Randall. 2007. *An Unbroken Agony. Haiti, From Revolution to the Kidnapping of a President*. Philadelphia: Basic Civitas Books.
- Schmidt, Hans. 1995. *The United States Occupation of Haiti, 1915-1934*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press.
- Smith, Jennie M. 2001. *When the Hands Are Many: Community Organization and Social Change in Rural Haiti*. Ithaca: Cornell University Press.
- Smith, Matthew J. 2009. *Red and Black in Haiti: Radicalism, Conflict, and Political Change, 1934-1957*. Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Tolentino Dipp, Hugo. 2007. “Reflexiones en torno a la reforma constitucional” *Listin Diario*, 7 de octubre de 2007. (<http://www.listindiario.com/puntos-de-vista/2008/10/7/76415/print> 2016年12月4日閱覽)
- Trouillot, Michel-Rolph. 1990. *Haiti: State against Nation: The Origins and Legacy of Duvalierism*. New York: Monthly Review Press.
- Trujillo, Rafael L. 2002. “Cartilla cívica para el pueblo dominicano.” En Céspedes, Diógenes, ed. *Los orígenes de la ideología trujillista*. Santo Domingo, República Dominicana: Biblioteca Nacional Pedro Henríquez Ureña, 44-86.
- Turits, Ricahrd Lee 2003. *Foundations of Despotism: Peasants, the Trujillo Regime*,

and Modernity in Dominican History. Stanford: Stanford University Press.

U.S. Dept. of State. 2005. *Foreign Relations of the United States, 1964-1968, Volume XXXII: Dominican Republic; Cuba; Haiti; Guyana*, edited by Daniel Laower and Carolyn Yee. Washington, D.C.: United States Government Printing Office.